

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一〇（セクシユアル・ハラスマメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一〇―一〇―二

人事院規則一〇―一〇（セクシユアル・ハラスマメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一〇（セクシユアル・ハラスマメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七條 (略) (研修等)	第七條 (同上) (研修等)

2 各省各庁の長は、新たに職員となつた者に対し、セクシユアル・ハラメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となつた職員その他職責等を考慮して人事院が定める職員に対し、セクシユアル・ハラメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 (略)

(苦情相談への対応)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 人事院は、職員以外の者であつて職員からセ

2 各省各庁の長は、新たに職員となつた者に対し、セクシユアル・ハラメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となつた職員に対し、セクシユアル・ハラメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 (同上)

(苦情相談への対応)

第八条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

クシユアル・ハラスメントを受けたと思料するものからの苦情相談を受けるものとし、当該苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事院事務総局の職員のうちから、当該苦情相談を受けて処理する者をセクシユアル・ハラスメント相談員として指名するものとする。この場合において、当該苦情相談の処理については、規則一三―五（職員からの苦情相談）第四条（第三項を除く。）から第九条までの規定の例による。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。